

# ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業説明会 ◆

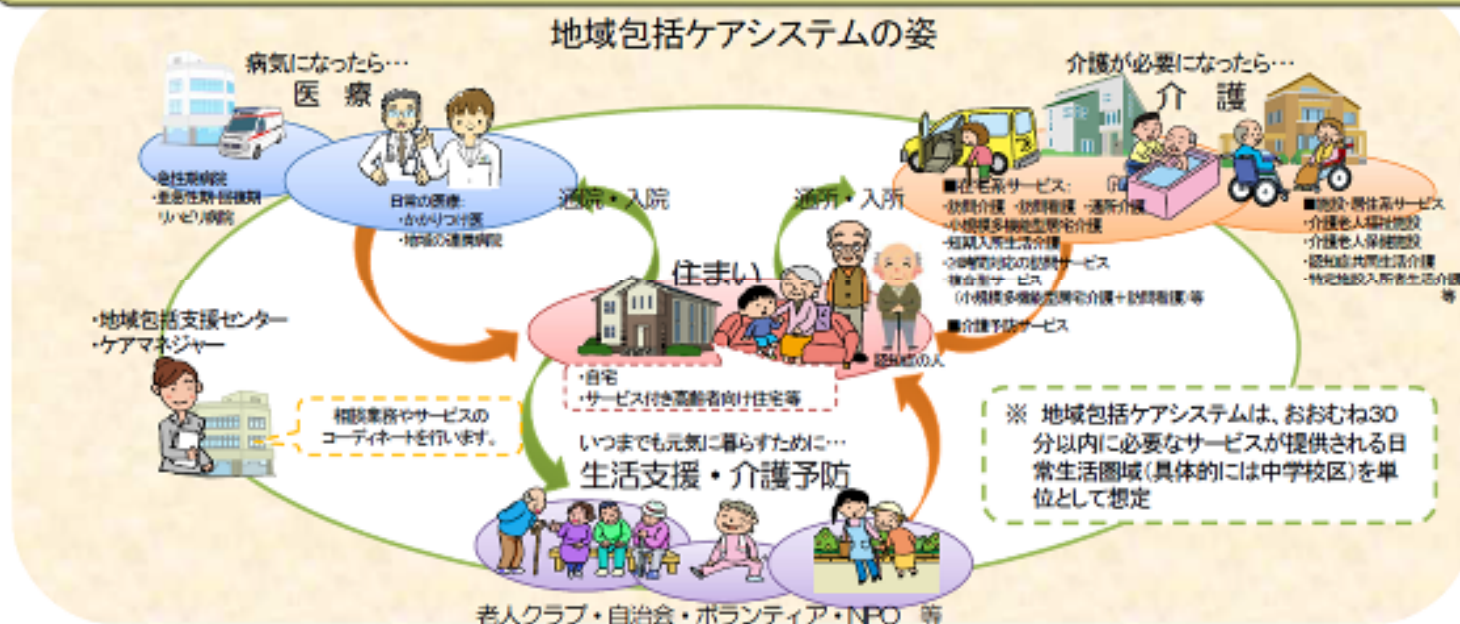
**H29.1.17**

岸和田市保健福祉部介護保険課

# ◆地域包括ケアシステムの構築

## 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性にに基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



## ◆介護保険法の理念・目的

第1条(目的)	有する能力に応じ <u>自立した日常生活</u> を営むことができるよう、介護保険制度を設け、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る
第4条(国民の努力及び義務)	加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に <u>健康の保持増進に努める</u> とともに、要介護状態となっても進んでリハビリ等により、 <u>能力の維持向上に努める</u> 。
第5条(国及び地方公共団体の責務)	市は、被保険者が自立した日常生活を営めるように、 <u>要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止のための施策を推進する</u> ように努める。

## ◆総合事業で岸和田市が目指すところ

①介護予防の強化

②自立支援の促進

③介護人材の確保

## ②自立支援の促進

地域包括支援センターと協働で作成！

### ●岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針

#### ◆介護予防と自立支援の視点

- ①高年齢者が要介護状態や要支援状態になることを予防する。
- ②要支援状態になっても、自立した日常生活を営めるように支援する。
- ③要介護状態になっても、状態を軽減させ、悪化することを防止する。

市・地域包括支援センター・ケアマネジャー・  
介護事業所・市民が同じ意識を共有しながら  
取り組むことが重要！

# ◆岸和田市における訪問型サービス

		緩和型 A	緩和型 A-2	現行相当
サービス内容		生活援助	生活援助	身体介護・生活援助
対象者		要支援1・2、事業対象者	要支援1・2、事業対象者	要支援1・2、事業対象者
人 員 等	管理者	専従1以上	1人以上	常勤・専従1以上
	訪問介護員等	必要数 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等終了者 ・市長が指定する研修受講者	必要数(定期訪問が可能な体制) 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・市長が指定する研修受講者	常勤換算2.5以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者
	サービス提供責任者 または 訪問事業責任者	利用者の数に必要と認められる数 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・市長が指定する研修受講者	利用者の数に必要と認められる数 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・市長が指定する研修受講者	常勤訪問介護員のうち 利用者40人に1人以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・実務研修修了者 ・3年以上介護等に從事した初任者研修等修了者
設備		・事業運営に必要な広さを有する専用区画 ・必要な設備、備品	・事業運営に必要な広さを有する専用区画 ・必要な設備、備品	・事業運営に必要な広さを有する専用区画 ・必要な設備、備品
運営		・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応など	・会員の健康状態の管理 ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応など	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応など
サービス提供者		本サービスの指定事業者	岸和田市シルバー人材センター	(総合事業参入意向のある) 予防訪問介護の指定事業者
報酬		現行相当の80%	1回1000円程度	国基準の1回単価と同じ
利用者負担		介護予防給付と同じ (所得に応じ、1割または2割)	1回200円程度	介護予防給付と同じ (所得に応じ、1割または2割)
限度額管理		あり	なし	あり
請求・支払		国保連にて審査・支払	市で審査・支払	国保連にて審査・支払

# ◆岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針

## ●訪問型サービス

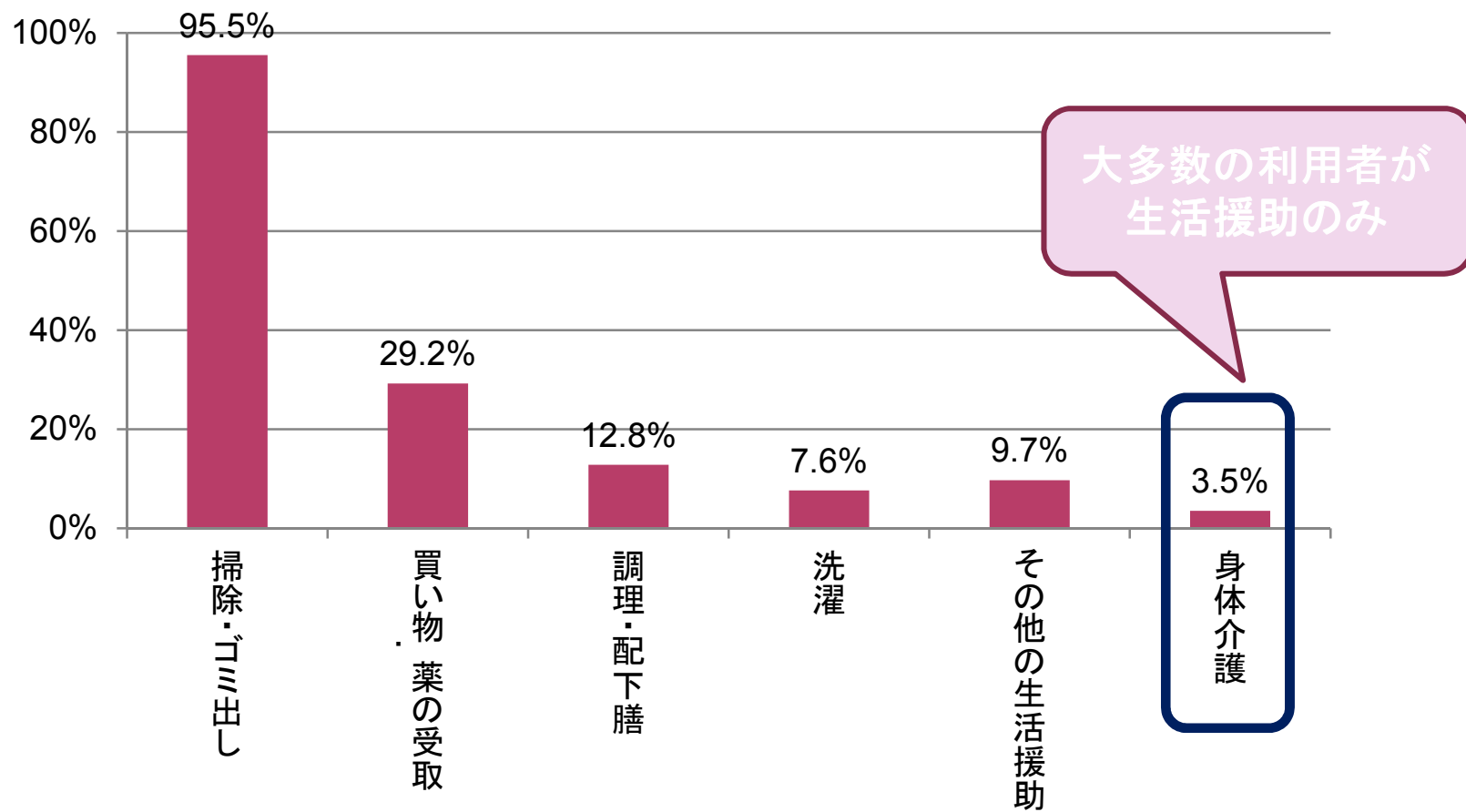
○身体介護が必要な方⇒現行相当も利用可

○生活援助のみ利用者⇒緩和型Aを利用

サービス選択  
検討会議に諮る

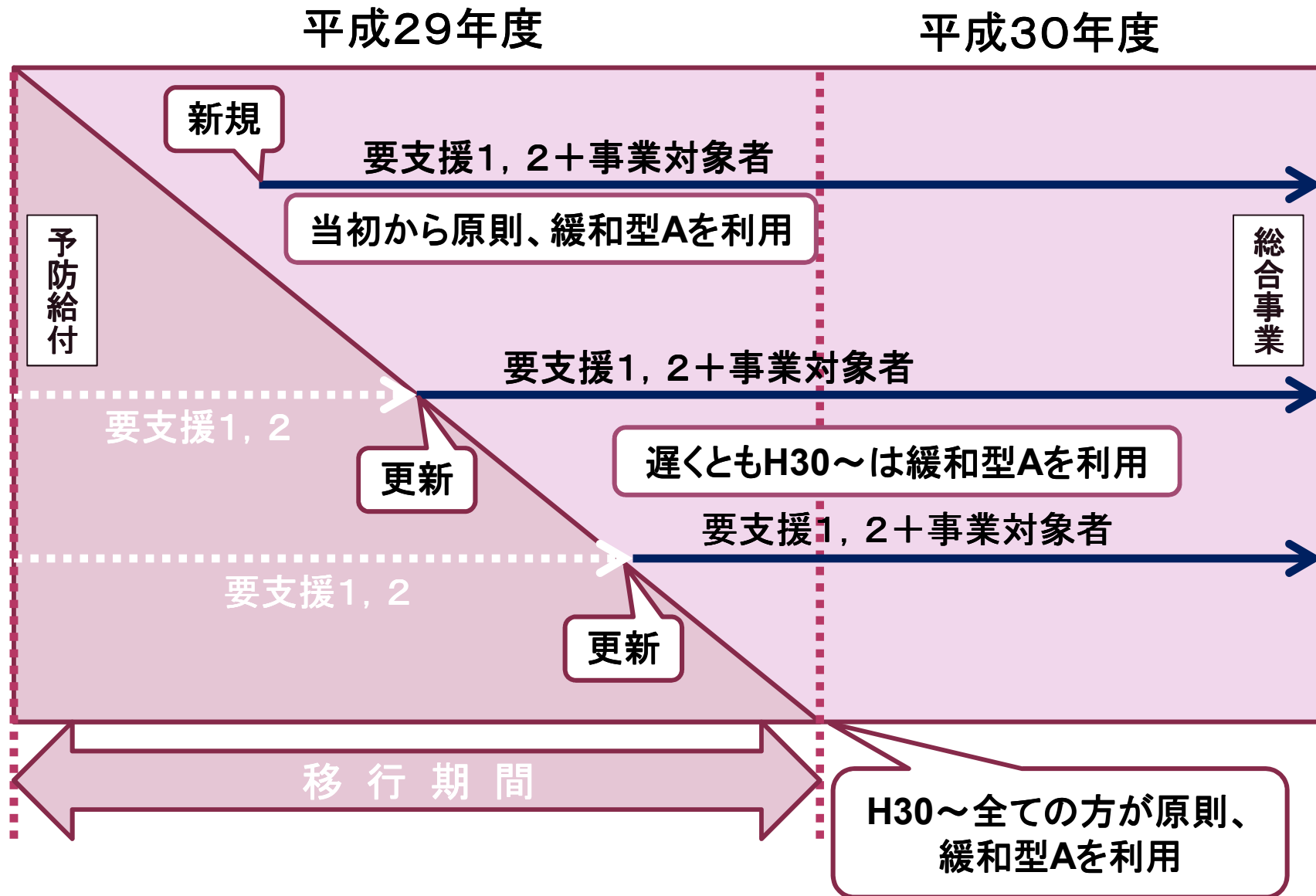
- ①認知機能の低下や精神・知的・身体障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者
- ②退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者
- ③ゴミ屋敷となっている者や、社会と断絶している者などの専門的な支援が必要とする者
- ④心疾患や呼吸器疾患、癌などの疾患により、日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者
- ⑤受け皿不足で多様なサービスが利用できない場合

# ◆岸和田市の介護予防訪問介護のサービス利用状況 (H28包括直プラン分)





# ◆岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針



# ◆岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針

